

工事成績評定の活用について

工事成績評定は、狛江市独自の評価で平成 13 年度から行っていたが、その後、評価に東京都方式を採用し、狛江市工事成績評定規程を平成 25 年度に策定した。策定から平成 29 年度で 5 年となり、工事成績評定について工事受注者の理解を得ているところから、平成 30 年度より活用を行う。

1 対象者

契約金額 130 万円を超える請負工事の受注者

2 活用内容

狛江市工事成績評定規程に規定する総合評定点の点数によって、契約事務等に活用する。

総合評定点	活用内容			適用
80 点以上	①HP 公表	模範となる工事を施工したとし、狛江市ホームページに公表する。		平成 29 年度完了工事から
75 点以上	②優先指名	優秀な工事を施工したとし、工事請負指名競争入札において優先的に指名することができる。		
65 点未満	③改善計画	改善が必要な工事を施工したとし、受注者は改善計画書を提出しなければならない。		平成 30 年度完了工事から
	④指名制限	改善計画書の提出がない場合、工事請負指名競争入札における指名を制限することができる。		
60 点未満	⑤指名停止	不良な工事を施工したとし、指名競争入札において指名停止を行う。	55 点以上	1 ヶ月
			60 点未満	
			50 点以上	3 ヶ月
			55 点未満	
			40 点以上	6 ヶ月
			50 点未満	
			40 点未満	9 ヶ月